

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年11月20日提出
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 圭志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	足立 実和子
【電話番号】	03-6203-0200
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**第一部【証券情報】****(1) 【ファンドの名称】**

ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

原則として、取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

**(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】**

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

**(3) 【発行（売出）価額の総額】**

5兆円を上限とします。

**(4) 【発行（売出）価格】**

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- また、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

**(5) 【申込手数料】**

ありません。

**(6) 【申込単位】**

1円以上1円単位

**(7) 【申込期間】**

2025年11月21日から2026年5月20日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページアドレス > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

**(9) 【払込期日】**

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

( 1 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的  
信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。  
ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	ファミリーファンド
	一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ( )	中南米	
		アフリカ	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

## &lt; 商品分類の定義 &gt;

## 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## &lt; 補足として使用する商品分類 &gt;

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## &lt; 属性区分の定義 &gt;

## 1. 投資対象資産による属性区分

## (1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

## (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

## (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

## (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする

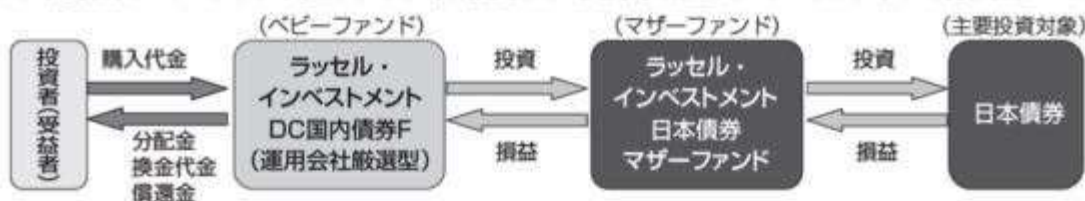
- 旨の記載があるものをいう。
- オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- 為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- 為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- 日経225
- TOPIX
- その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- 条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

◇日本の公社債を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

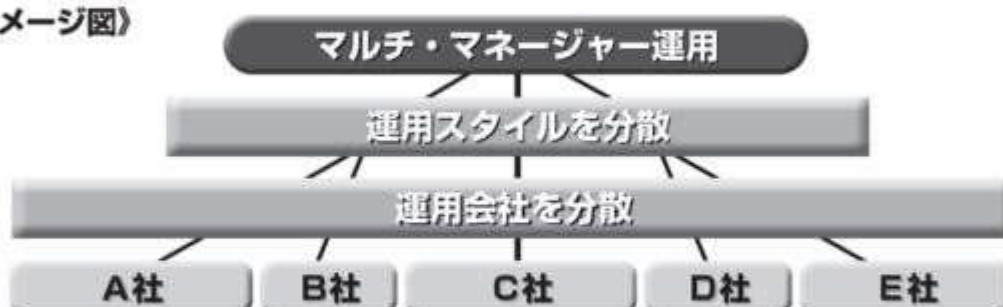


◇NOMURA - BPI総合指数をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

●世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

〈イメージ図〉



<運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション(金利感応度)やイールドカーブ(利回り曲線)などといった超過収益の源泉の組合せで運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

<b>広範囲型</b>	：日本債券運用の場合は、金利戦略、クレジット/セクター戦略(クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。)の両戦略を用いる運用スタイルをいいます。また、外国債券運用の場合は、金利戦略やクレジット/セクター戦略の他、通貨戦略等も含めた各種戦略を幅広く用いる運用スタイルをいいます。
<b>クレジット重視型</b>	：個別銘柄選択に基づくクレジット戦略での超過収益獲得を重視した運用スタイルです。
<b>マクロ・バリュー型</b>	：各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。
<b>一般債重視型</b>	：国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

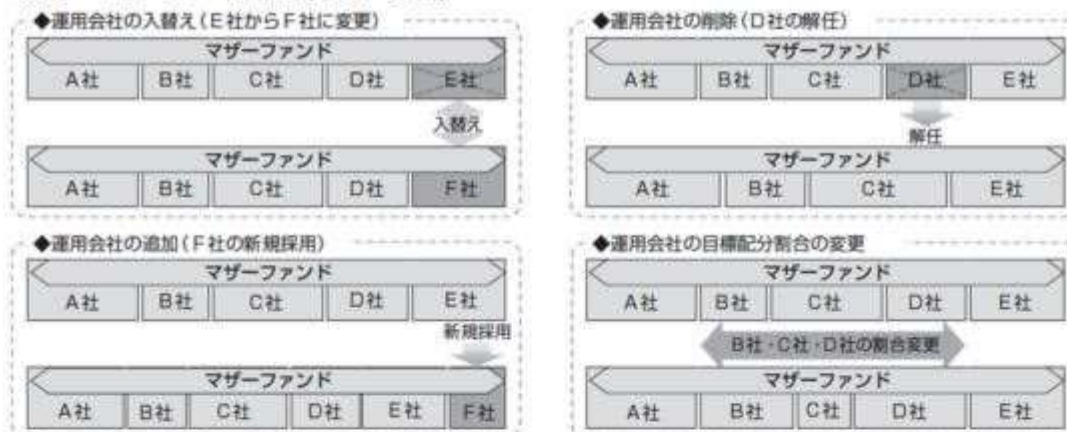
※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

#### マルチ・マネージャー運用事例（イメージ図）



- 運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2025年11月20日現在の状況は以下のとおりです。

#### 《ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド》

運用スタイル	運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）	目標配分割合
広範囲型	アセットマネジメントOne株式会社（日本）	50%
クレジット重視型	PGIMジャパン株式会社（日本）	50%

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用（投資助言会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。）等を行うため、上記の運用会社の他に、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）」を採用しています。

#### ■分配方針

毎決算時（毎年8月20日。休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

- \* 収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。
- \* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### ■主な投資制限

- 株式への投資割合  
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への投資割合  
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

#### 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

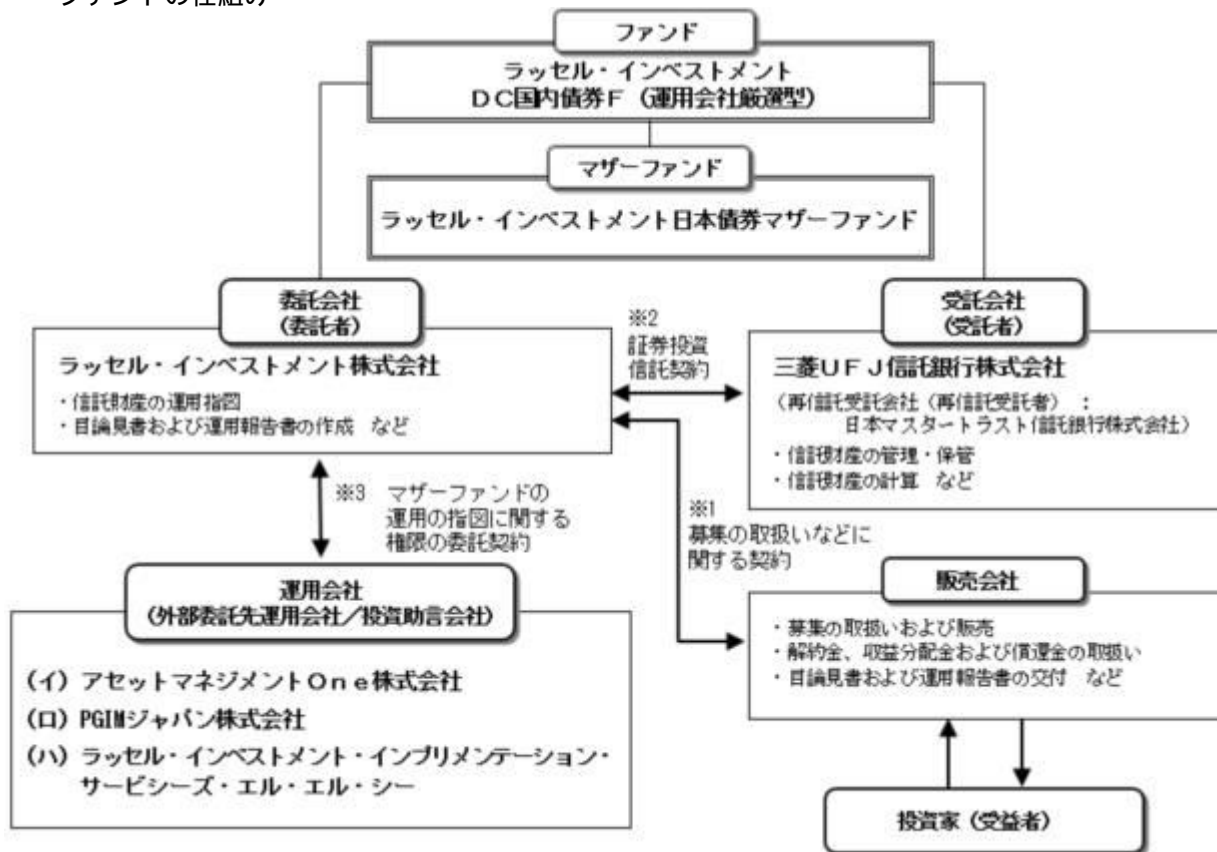
#### （2）【ファンドの沿革】

2017年8月18日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 上図は、2025年11月20日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2025年11月20日現在のものと異なることがあります。

- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

(参考：マザーファンドの運用における投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

委託会社の概況（2025年8月末現在）

- 1) 資本金の額  
490百万円
- 2) 沿革  
1999年 3月 9日： フランク・ラッセル投信株式会社設立  
1999年 3月25日： 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得  
1999年11月15日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録  
2000年 1月27日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得  
2002年 7月18日： 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更  
2006年 2月16日： 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更  
2006年 3月 1日： ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併  
2007年12月21日： 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更
- 3) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	持株比率
-----	----	-------	------

Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%
-----------------------------------------	-----------------	---------	------

（参考）

### ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様にご提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

### ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2025年6月末現在で約51兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本の市場において取引される公社債に投資することにより、信託財産の長期的成長を目指します。

NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

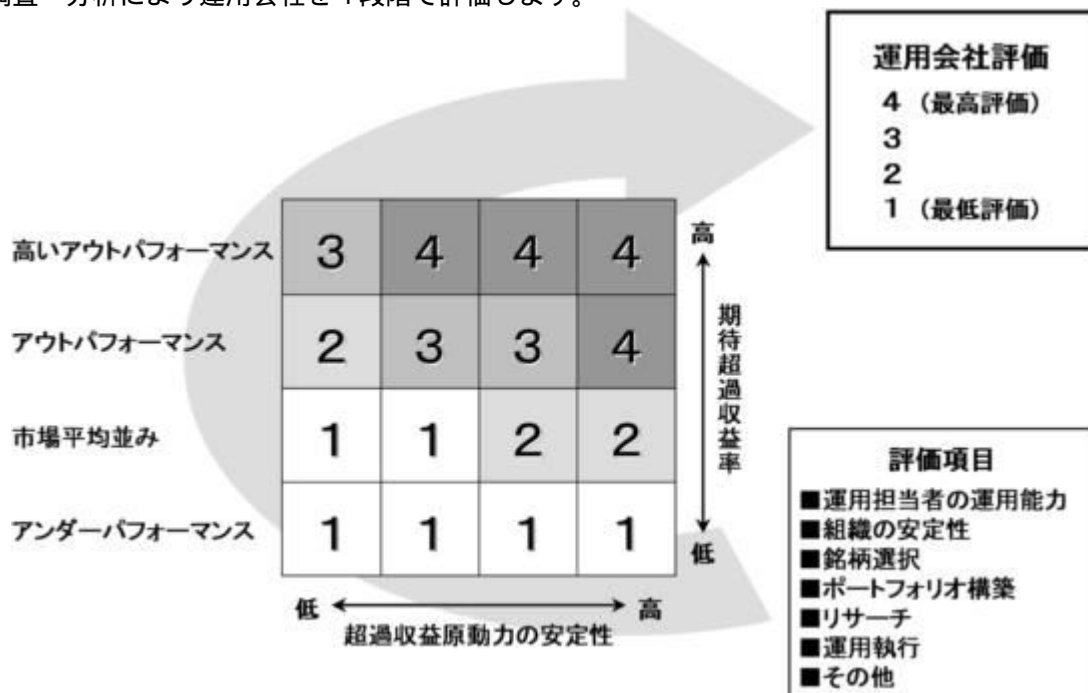
#### 1) ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけでなくとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメントグループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、日本債券の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をよ

り効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

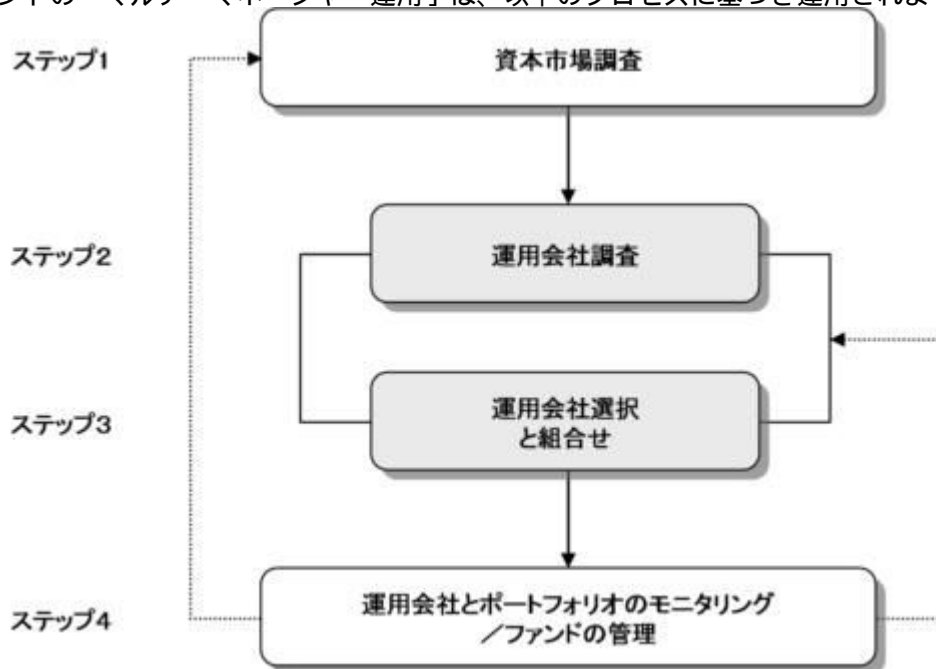
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

## 2) 運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



### ステップ1：資本市場調査

日本債券の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、日本の債券市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

### ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、日本債券の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

### ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

### ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

## (2) 【投資対象】

<ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）>

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド受益

証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### <ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  - ハ) 金銭債権
  - ニ) 約束手形
  - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 投資対象とするマザーファンドの概要

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。
投資態度	日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社 / 投資助言会社） >  
マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2025年11月20日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	アセットマネジメントOne株式会社《日本》
	委託内容：	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
(ロ)	商号：	PGIMジャパン株式会社《日本》
	委託内容：	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
(ハ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	1) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。 2) 外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント <sup>(注)</sup> ） 3) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。 (注) マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

< 委託会社の照会先 >

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページアドレス > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### (3) 【運用体制】

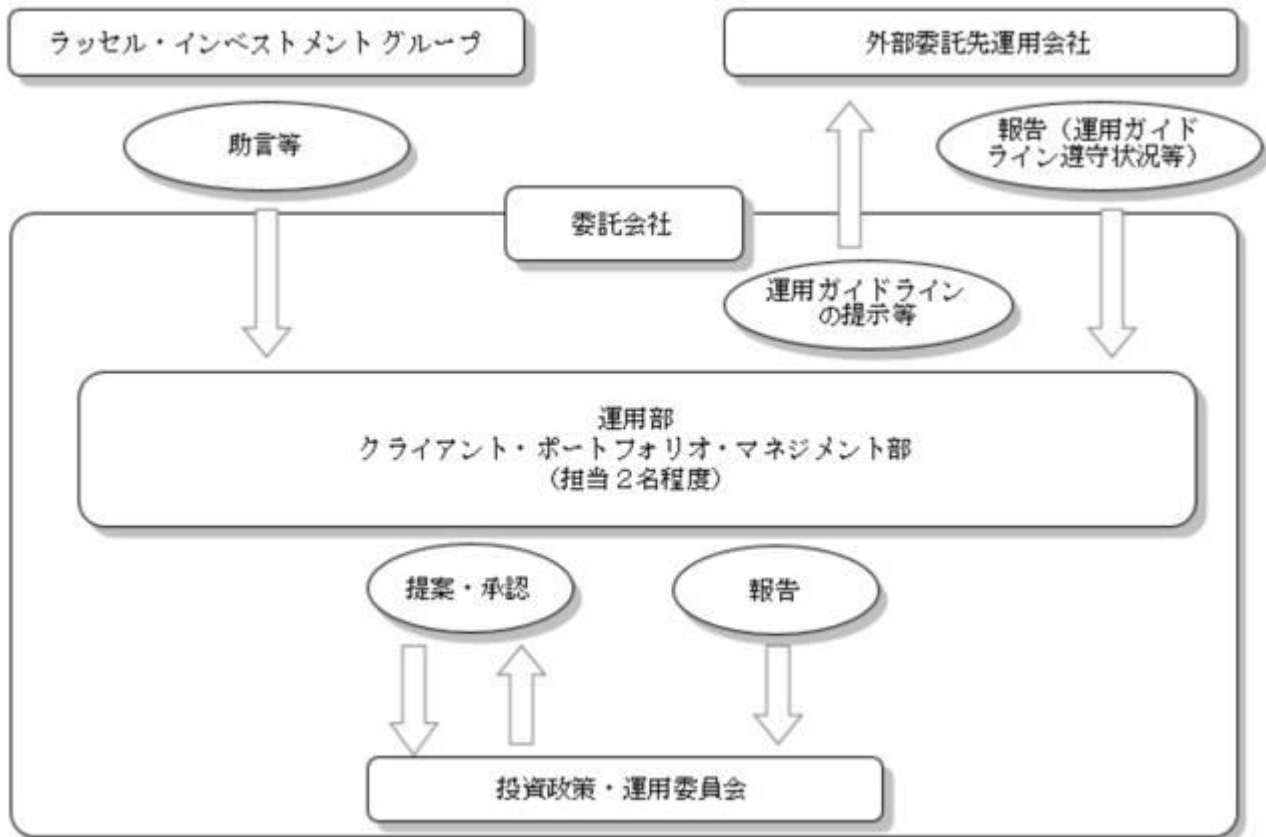
委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、委託会社が属するラッセル・イン

ベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社  
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社  
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記体制は2025年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### （5）【投資制限】

約款に定める投資制限

<ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は取得時において信託

財産の純資産総額の10%以内とします。

- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 6) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
  - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
    - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
    - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  - ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
  - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要

と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲  
 イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。  
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。  
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。  
 ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。  
 ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 公社債の空売りの指図範囲  
 イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
 ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
 ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 14) 公社債の借入れ  
 イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。  
 ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
 ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。  
 ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲  
 イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。  
 ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。  
 ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。  
 ニ) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 17) 資金の借入れ  
 イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
 ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。  
 ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。  
 ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 6) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みま

- す。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 10) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当り担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 公社債の空売りの指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。
- 14) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当り担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。
- 法令による投資制限  
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）  
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

#### < 主な変動要因 >

##### 金利変動リスク

債券は金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### 信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入債券を売却することで換金代金の手当てを行いますが、組入債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### < その他の留意点 >

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のペビエファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事

情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社が運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

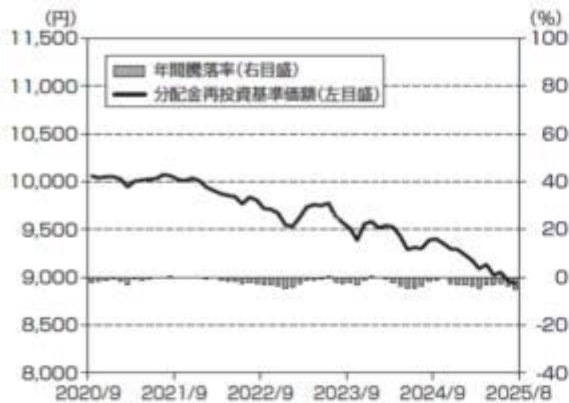
およびのモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および/またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

上記体制は2025年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 参考情報

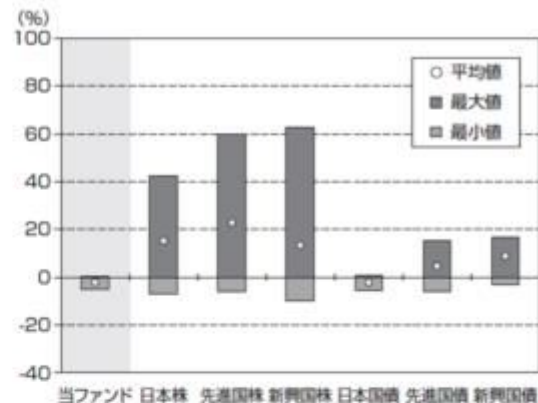
## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2020年9月末～2025年8月末)



## 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年9月末～2025年8月末)



(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-2.0	15.3	22.9	13.5	-2.2	4.8	8.9
最大値	0.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	16.6
最小値	-4.8	-7.1	-5.8	-9.7	-5.5	-6.1	-2.9

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。なお、当ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について」をご参照ください。

- 日本株 …… TOPIX(配当込み)
- 先進国株 …… MSCI KOKUSAI(配当込み)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

➤ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

### ◆NOMURA-BPI 総合指数

NOMURA-BPI 総合指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRFC」といいます。）が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPI は、NFRFCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属しています。また、NFRFCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆TOPIX（配当込み）

TOPIX（配当込み）は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

### ◆MSCI KOKUSAI（配当込み）

MSCI KOKUSAI（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、NFRFCが公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRFCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属しています。また、NFRFCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### ◆FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

ありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金手数料  
ありません。  
信託財産留保額  
ありません。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.55%（税抜0.50%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬の配分  
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社	年率0.297%（税抜0.27%）

販売会社	年率0.198%（税抜0.18%）
受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）

役務の内容	
委託会社	当ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	当ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されません。

確定拠出年金でない場合

個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

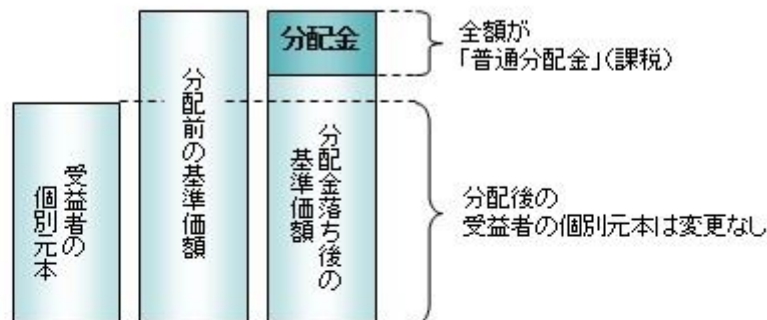
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

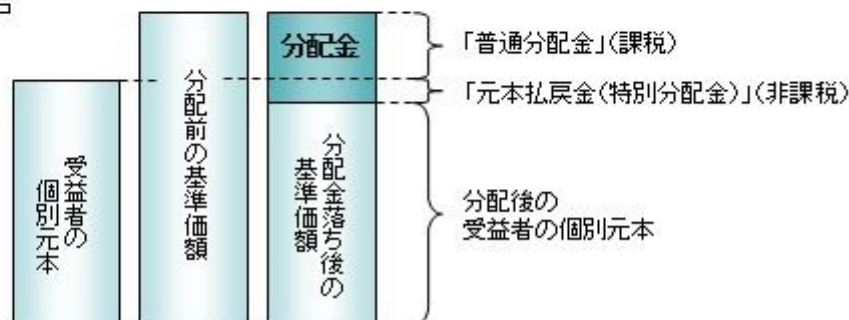
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年8月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における当ファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

対象期間：2024年8月21日～2025年8月20日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.56%	0.56%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5【運用状況】

### 【ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）】

以下の運用状況は2025年 8月29日現在です。

## ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	714,065,652	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		96,968	0.01
合計(純資産総額)		713,968,684	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	541,861,931	1.3162	713,198,674	1.3178	714,065,652	100.01

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

## 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.01
合計		100.01

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年8月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(2018年 8月20日)	181,759,027	181,759,027	0.9982	0.9982
2期	(2019年 8月20日)	307,739,009	307,739,009	1.0341	1.0341
3期	(2020年 8月20日)	412,597,404	412,597,404	1.0041	1.0041
4期	(2021年 8月20日)	539,846,686	539,846,686	1.0070	1.0070
5期	(2022年 8月22日)	684,543,263	684,543,263	0.9826	0.9826
6期	(2023年 8月21日)	790,472,682	790,472,682	0.9563	0.9563
7期	(2024年 8月20日)	934,003,052	934,003,052	0.9381	0.9381
8期	(2025年 8月20日)	716,272,911	716,272,911	0.8924	0.8924
	2024年 8月末日	942,517,346		0.9387	
	9月末日	949,428,388		0.9399	
	10月末日	958,516,331		0.9353	
	11月末日	937,675,956		0.9297	

12月末日	866,760,123		0.9288
2025年 1月末日	849,213,013		0.9233
2月末日	830,144,208		0.9177
3月末日	783,177,213		0.9088
4月末日	776,336,992		0.9132
5月末日	758,543,140		0.9021
6月末日	750,492,964		0.9051
7月末日	725,821,894		0.8962
8月末日	713,968,684		0.8934

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	0.2
2期	3.6
3期	2.9
4期	0.3
5期	2.4
6期	2.7
7期	1.9
8期	4.9

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	227,046,451	44,963,854
2期	181,066,517	65,570,751
3期	275,768,525	162,428,550
4期	244,173,345	118,986,205
5期	320,918,363	160,338,870

6期	292,140,351	162,231,674
7期	344,274,550	175,258,752
8期	154,526,402	347,511,548

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注)第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考)

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

以下の運用状況は2025年8月29日現在です。

#### 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	7,617,767,034	63.75
地方債証券	日本	198,929,000	1.66
社債券	日本	2,961,606,000	24.79
	フランス	198,887,000	1.66
	小計	3,160,493,000	26.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		971,925,445	8.13
合計(純資産総額)		11,949,114,479	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引	買建	シンガポール	302,368,000	2.53

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第178回 利付国債(5年)	750,000,000	99.95	749,668,600	99.45	745,942,500	1	2030/3/20	6.24
2	日本	国債証券	第378回 利付国債(10年)	465,000,000	99.79	464,045,500	98.46	457,862,250	1.4	2035/3/20	3.83
3	日本	国債証券	第157回 利付国債(5年)	425,000,000	98.62	419,146,250	98.21	417,430,750	0.2	2028/3/20	3.49
4	日本	国債証券	第379回 利付国債(10年)	365,000,000	99.19	362,078,400	99.15	361,904,800	1.5	2035/6/20	3.03
5	日本	国債証券	第192回 利付国債(20年)	344,000,000	99.97	343,900,000	97.40	335,080,080	2.4	2045/3/20	2.80
6	日本	国債証券	第368回 利付国債(10年)	295,000,000	93.13	274,758,600	92.47	272,804,200	0.2	2032/9/20	2.28
7	日本	国債証券	第4回 利付国債(40年)	310,000,000	90.41	280,276,050	86.00	266,612,400	2.2	2051/3/20	2.23
8	日本	国債証券	第171回 利付国債(5年)	230,000,000	98.05	225,524,500	97.58	224,454,700	0.4	2029/6/20	1.88

9	日本	国債証券	第170回 利付国債(5年)	200,000,000	98.70	197,400,000	98.33	196,674,000	0.6	2029/6/20	1.65
10	日本	国債証券	第167回 利付国債(5年)	200,000,000	98.88	197,768,000	97.84	195,686,000	0.4	2029/3/20	1.64
11	日本	国債証券	第168回 利付国債(5年)	190,000,000	99.72	189,479,400	98.52	187,203,200	0.6	2029/3/20	1.57
12	日本	国債証券	第32回 利付国債(30年)	150,000,000	103.85	155,789,300	102.05	153,087,000	2.3	2040/3/20	1.28
13	日本	国債証券	第172回 利付国債(5年)	150,000,000	99.17	148,762,000	97.97	146,958,000	0.5	2029/6/20	1.23
14	日本	国債証券	第367回 利付国債(10年)	155,000,000	93.90	145,557,420	92.89	143,987,250	0.2	2032/6/20	1.21
15	日本	国債証券	第17回 利付国債(40年)	186,000,000	89.42	166,337,480	75.68	140,777,820	2.2	2064/3/20	1.18
16	日本	国債証券	第34回 利付国債(30年)	137,000,000	102.75	140,771,720	99.48	136,288,970	2.2	2041/3/20	1.14
17	日本	国債証券	第33回 利付国債(30年)	134,000,000	99.52	133,370,000	97.57	130,746,480	2	2040/9/20	1.09
18	日本	国債証券	第61回 利付国債(30年)	188,000,000	73.99	139,114,360	64.35	120,981,760	0.7	2048/12/20	1.01
19	日本	国債証券	第26回 利付国債(物価連動・10年)	100,000,000	105.25	115,522,400	104.75	117,973,640	0.005	2031/3/10	0.99
20	日本	国債証券	第72回 利付国債(30年)	198,000,000	69.91	138,423,780	58.38	115,600,320	0.7	2051/9/20	0.97
21	日本	国債証券	第29回 利付国債(30年)	110,000,000	106.40	117,040,000	104.95	115,449,400	2.4	2038/9/20	0.97
22	日本	国債証券	第30回 利付国債(30年)	110,000,000	104.75	115,226,100	103.19	113,516,700	2.3	2039/3/20	0.95
23	日本	国債証券	第191回 利付国債(20年)	122,000,000	96.98	118,320,560	91.58	111,730,040	2	2044/12/20	0.94
24	日本	国債証券	第471回 利付国債(2年)	110,000,000	100.30	110,330,000	100.13	110,145,200	0.9	2027/4/1	0.92
25	日本	国債証券	第187回 利付国債(20年)	129,000,000	91.40	117,911,160	82.75	106,747,500	1.3	2043/12/20	0.89
26	日本	社債券	第3回 住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	104.42	104,429,000	103.72	103,728,000	3.3	2059/9/12	0.87
27	日本	社債券	日本航空株式会社第1回 利払繰延条項・任意償還条項付無担保永	100,000,000	102.08	102,089,000	101.82	101,824,000	3.218	2030/4/16	0.85
28	日本	社債券	第3回 東急不動産ホールディングス株式会社利払繰延条項・期限	100,000,000	101.40	101,405,000	100.12	100,125,000	2.208	2060/3/12	0.84
29	日本	社債券	第2回 ニプロ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100.00	100,000,000	100.06	100,065,000	3.067	2060/7/25	0.84
30	日本	社債券	第10回 五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	1.706	2030/9/4	0.84

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	63.75
地方債証券	国内	1.66

社債券	国内	24.79
	外国	1.66
合計		91.87

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	シンガポール取引所	SGX 10YR MINI JGB FUT SEP25	買建	22	日本円	304,563,460	302,368,000	2.53

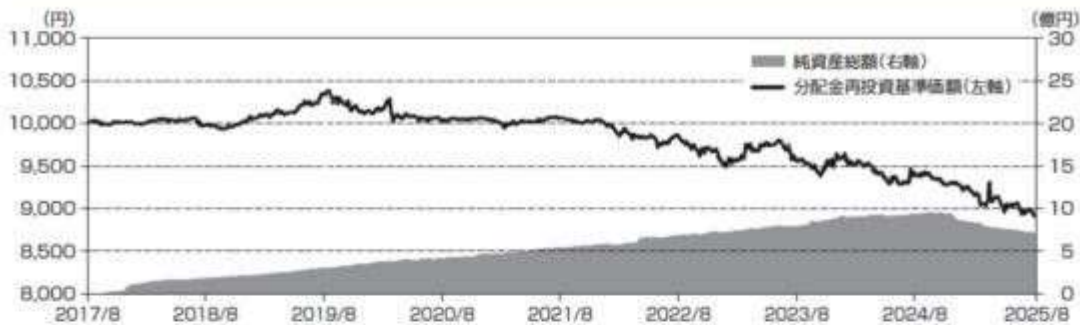
(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

#### 参考情報

## 運用実績 (2025年8月末現在)

### ■基準価額・純資産の推移 (設定日(2017年8月18日)～2025年8月末)



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

### ■分配の推移

決算期	第4期 (2021年8月)	第5期 (2022年8月)	第6期 (2023年8月)	第7期 (2024年8月)	第8期 (2025年8月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

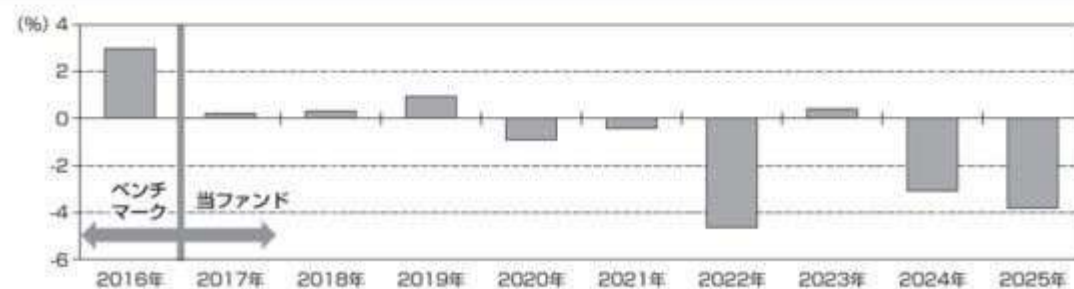
※分配金は1万口当たり、税引前です。

### ■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	利率	国/地域	償還期限	実質組入比率
1	第178回 利付国債(5年)	国債証券	1.000%	日本	2030年3月20日	6.2%
2	第378回 利付国債(10年)	国債証券	1.400%	日本	2035年3月20日	3.8%
3	第157回 利付国債(5年)	国債証券	0.200%	日本	2028年3月20日	3.5%
4	第379回 利付国債(10年)	国債証券	1.500%	日本	2035年6月20日	3.0%
5	第192回 利付国債(20年)	国債証券	2.400%	日本	2045年3月20日	2.8%
6	第368回 利付国債(10年)	国債証券	0.200%	日本	2032年9月20日	2.3%
7	第4回 利付国債(40年)	国債証券	2.200%	日本	2051年3月20日	2.2%
8	第171回 利付国債(5年)	国債証券	0.400%	日本	2029年6月20日	1.9%
9	第170回 利付国債(5年)	国債証券	0.600%	日本	2029年6月20日	1.6%
10	第167回 利付国債(5年)	国債証券	0.400%	日本	2029年3月20日	1.6%

※実質組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率に、当ファンドのマザーファンド組入比率を乗じて得た比率です。

### ■年間収益率の推移 (暦年ベース)



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2016年まではベンチマークの年間収益率、2017年は当ファンドの設定日(8月18日)から年末までの収益率、2025年は8月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

▶ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込方法
- ・確定拠出年金制度の規定に従い、販売会社所定の方法でお申し込みください。
  - ・原則として、取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
  - ・当ファンドは、収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞専用です。
- (2) 申込みの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (3) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込金額  
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。  
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 申込単位  
1円以上1円単位
- (6) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消  
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### < 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限  
当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。
- (4) 解約価額  
解約請求受付日の基準価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### < 委託会社の照会先 >

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページアドレス > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

- (5) 手取額  
1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。  
上記の手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合を記載しています。  
税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- (6) 解約単位  
販売会社が定める単位とします。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消  
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、解約請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことができます。  
・解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

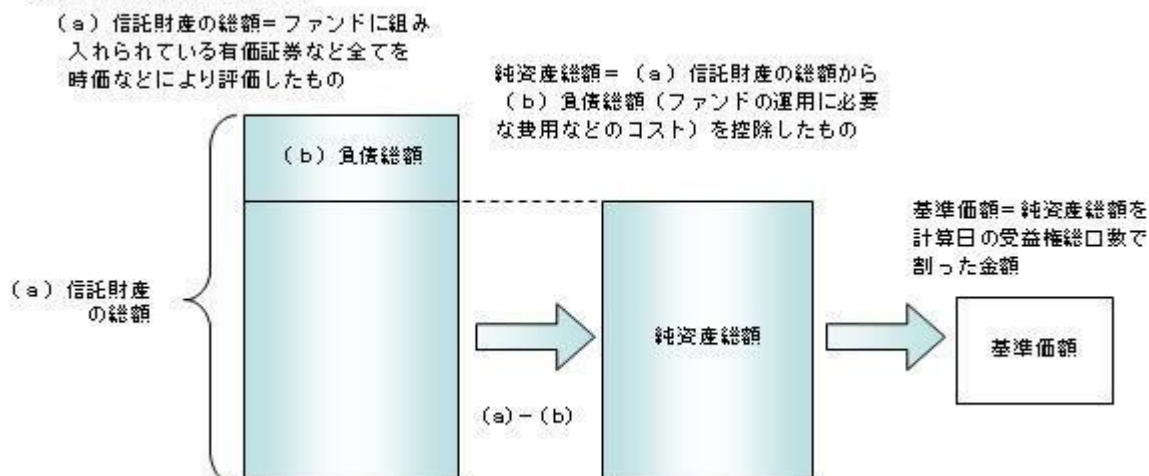
## 3【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### <基準価額算出の流れ>



#### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### 公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日<sup>\*</sup>における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

<sup>\*</sup>外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

#### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします（2017年8月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

毎年8月21日から翌年8月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

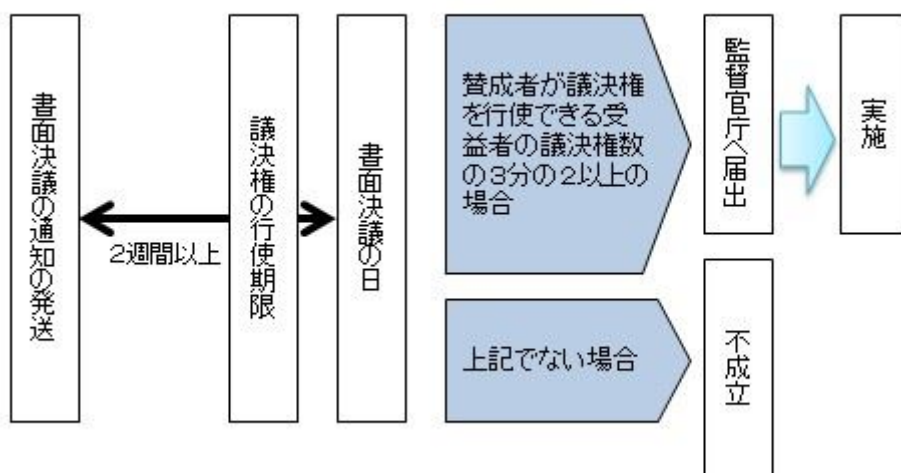
#### (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が10億円を下回るようになった場合

- 口) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- 八) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
  - ・ 交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
  - ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
- ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

関係法人との契約について

- ・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3カ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
  - ・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。  
（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）  
外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。
- 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限  
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2．他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
  - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
  - 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2024年8月21日から2025年8月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	936,508,869	718,366,045
未収入金	5,122,920	1,274,983
流動資産合計	941,631,789	719,641,028
資産合計	941,631,789	719,641,028
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,122,920	1,274,983
未払受託者報酬	250,589	209,318
未払委託者報酬	2,255,228	1,883,816
流動負債合計	7,628,737	3,368,117
負債合計	7,628,737	3,368,117
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	995,609,446	802,624,300
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	61,606,394	86,351,389
（分配準備積立金）	3,843,854	4,125,460
元本等合計	934,003,052	716,272,911
純資産合計	934,003,052	716,272,911
負債純資産合計	941,631,789	719,641,028

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第7期		第8期	
	自	2023年 8月22日 至 2024年 8月20日	自	2024年 8月21日 至 2025年 8月20日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		12,296,115		36,954,544
営業収益合計		12,296,115		36,954,544
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		489,530		463,148
委託者報酬		4,405,630		4,168,226
営業費用合計		4,895,160		4,631,374
営業利益又は営業損失（ ）		17,191,275		41,585,918
経常利益又は経常損失（ ）		17,191,275		41,585,918
当期純利益又は当期純損失（ ）		17,191,275		41,585,918
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,725,426		6,394,605
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		36,120,966		61,606,394
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,827,413		21,752,365
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,827,413		21,752,365
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		17,846,992		11,306,047
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		17,846,992		11,306,047
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		61,606,394		86,351,389

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価して おりません。
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## （貸借対照表に関する注記）

区分	第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
1. 期首元本額	826,593,648円	995,609,446円
期中追加設定元本額	344,274,550円	154,526,402円
期中一部解約元本額	175,258,752円	347,511,548円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は61,606,394円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は86,351,389円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	995,609,446口	802,624,300口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日			第8期 自 2024年 8月21日 至 2025年 8月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,144,410円	費用控除後の配当等収益額	A	1,489,880円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	28,720,006円	収益調整金額	C	23,684,116円
分配準備積立金額	D	2,699,444円	分配準備積立金額	D	2,635,580円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,563,860円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,809,576円
当ファンドの期末残存口数	F	995,609,446口	当ファンドの期末残存口数	F	802,624,300口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	327.05円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	346.47円
1万口当たり分配金額	H	0円	1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。  親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li> <li>・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li> <li>・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および/またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。</li> </ul>
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	4,968,759	28,271,815
合計	4,968,759	28,271,815

## （デリバティブ取引等に関する注記）

第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
該当事項はありません。	同左

## （関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日	第8期 自 2024年 8月21日 至 2025年 8月20日
該当事項はありません。	同左

## （1口当たり情報に関する注記）

区分	第7期 2024年 8月20日現在	第8期 2025年 8月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9381円 (9,381円)	0.8924円 (8,924円)

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券  
次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	545,787,909	718,366,045	
合計		545,787,909	718,366,045	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

ファンドは、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

区分	2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	955,433,057	1,070,711,581
国債証券	6,680,357,963	7,666,949,169
地方債証券	2,156,221,000	397,163,000
特殊債券	989,597,502	-
社債券	1,891,958,200	2,759,724,000
派生商品評価勘定	4,987,147	-
未収入金	400,990,000	391,584,000
未収利息	26,127,399	27,284,970
前払費用	3,548,231	18,851,518
差入委託証拠金	31,385,384	4,857,460
流動資産合計	13,140,605,883	12,337,125,698
資産合計	13,140,605,883	12,337,125,698
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,843,460
未払金	297,480,000	399,087,000
未払解約金	5,137,557	30,274,981
流動負債合計	302,617,557	431,205,441
負債合計	302,617,557	431,205,441
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,330,472,192	9,045,931,096
剰余金		
剰余金又は欠損金 ( )	3,507,516,134	2,859,989,161

区分	2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
元本等合計	12,837,988,326	11,905,920,257
純資産合計	12,837,988,326	11,905,920,257
負債純資産合計	13,140,605,883	12,337,125,698

(注)「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」の計算期間は毎年11月19日から翌年11月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2024年8月20日及び2025年8月20日における同親投資信託の状況であります。

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 組入る有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によること適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,548,672,884円	9,330,472,192円
期中追加設定元本額	1,391,129,557円	736,830,899円
期中一部解約元本額	609,330,249円	1,021,371,995円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	1,987,915,386円	2,099,200,063円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	165,052,439円	137,495,570円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅠ-1（適格機関投資家限定）	6,357,085,812円	6,126,637,480円
ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）	680,651,842円	545,787,909円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス安定型	16,901,189円	13,418,916円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス安定成長型	88,591,238円	92,089,066円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス成長型	34,274,286円	31,302,092円

計	9,330,472,192円	9,045,931,096円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	9,330,472,192口	9,045,931,096口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。  デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。  ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っております。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしております。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。  ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っております。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っております。  ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および/またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。  有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左  有価証券 同左  デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	153,527,861	270,490,247
地方債証券	12,050,800	2,837,000
特殊債券	7,923,542	0
社債券	898,900	20,488,000
合計	172,603,303	293,815,247

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

(2024年 8月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	357,338,728	-	362,050,000	4,711,272
	売建	289,840,000	-	289,560,000	280,000
合計		647,178,728	-	651,610,000	4,991,272

(2025年 8月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	304,559,830	-	302,720,000	1,839,830
合計		304,559,830	-	302,720,000	1,839,830

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年 8月22日 至 2024年 8月20日	自 2024年 8月21日 至 2025年 8月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2024年 8月20日現在	2025年 8月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3759円 (13,759円)	1.3162円 (13,162円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第471回 利付国債(2年)	110,000,000	110,157,300	

第153回 利付国債(5年)	100,000,000	98,503,000	
第157回 利付国債(5年)	425,000,000	417,447,750	
第159回 利付国債(5年)	100,000,000	97,711,000	
第163回 利付国債(5年)	100,000,000	98,323,000	
第166回 利付国債(5年)	100,000,000	98,097,000	
第167回 利付国債(5年)	200,000,000	195,718,000	
第168回 利付国債(5年)	190,000,000	187,245,000	
第170回 利付国債(5年)	200,000,000	196,722,000	
第171回 利付国債(5年)	260,000,000	253,775,600	
第172回 利付国債(5年)	150,000,000	146,988,000	
第177回 利付国債(5年)	40,000,000	40,008,000	
第178回 利付国債(5年)	750,000,000	746,077,500	
第179回 利付国債(5年)	180,000,000	178,804,800	
第1回 利付国債(40年)	13,000,000	12,146,160	
第2回 利付国債(40年)	35,000,000	31,111,500	
第4回 利付国債(40年)	310,000,000	266,020,300	
第13回 利付国債(40年)	46,000,000	20,524,740	
第15回 利付国債(40年)	47,000,000	24,616,720	
第16回 利付国債(40年)	37,000,000	21,252,430	
第17回 利付国債(40年)	186,000,000	140,874,540	
第18回 利付国債(40年)	83,000,000	78,532,940	
第355回 利付国債(10年)	10,000,000	9,648,400	
第359回 利付国債(10年)	72,000,000	68,508,720	
第362回 利付国債(10年)	27,000,000	25,414,020	
第366回 利付国債(10年)	77,000,000	71,801,730	
第367回 利付国債(10年)	155,000,000	143,942,300	
第368回 利付国債(10年)	295,000,000	272,804,200	
第375回 利付国債(10年)	103,000,000	99,631,900	
第377回 利付国債(10年)	54,000,000	52,352,460	
第378回 利付国債(10年)	465,000,000	457,653,000	
第379回 利付国債(10年)	175,000,000	173,439,000	
第28回 利付国債(30年)	42,000,000	44,603,160	
第29回 利付国債(30年)	110,000,000	115,039,100	
第30回 利付国債(30年)	110,000,000	113,100,900	
第31回 利付国債(30年)	86,000,000	86,840,220	
第32回 利付国債(30年)	150,000,000	152,412,000	
第33回 利付国債(30年)	134,000,000	130,154,200	
第34回 利付国債(30年)	137,000,000	135,661,510	
第36回 利付国債(30年)	45,000,000	42,763,500	
第44回 利付国債(30年)	10,000,000	8,702,200	
第46回 利付国債(30年)	10,000,000	8,319,200	
第47回 利付国債(30年)	15,000,000	12,656,400	
第52回 利付国債(30年)	62,000,000	40,216,920	

第61回	利付国債（30年）	188,000,000	119,699,600
第66回	利付国債（30年）	38,000,000	21,309,260
第67回	利付国債（30年）	8,000,000	4,717,360
第69回	利付国債（30年）	30,000,000	17,880,900
第72回	利付国債（30年）	198,000,000	115,404,300
第74回	利付国債（30年）	41,000,000	25,802,530
第75回	利付国債（30年）	18,000,000	12,241,080
第77回	利付国債（30年）	2,000,000	1,456,960
第80回	利付国債（30年）	17,000,000	12,888,720
第81回	利付国債（30年）	5,000,000	3,592,350
第82回	利付国債（30年）	11,000,000	8,292,680
第83回	利付国債（30年）	60,000,000	49,662,000
第84回	利付国債（30年）	154,000,000	124,450,480
第87回	利付国債（30年）	70,000,000	65,977,800
第110回	利付国債（20年）	20,000,000	20,763,400
第114回	利付国債（20年）	45,000,000	46,908,900
第157回	利付国債（20年）	35,000,000	29,775,900
第160回	利付国債（20年）	50,000,000	44,200,500
第162回	利付国債（20年）	77,000,000	66,412,500
第167回	利付国債（20年）	6,000,000	4,933,260
第170回	利付国債（20年）	34,000,000	26,512,860
第176回	利付国債（20年）	59,000,000	45,337,960
第179回	利付国債（20年）	27,000,000	20,279,160
第181回	利付国債（20年）	29,000,000	23,052,680
第183回	利付国債（20年）	13,000,000	11,116,170
第186回	利付国債（20年）	31,000,000	26,544,370
第187回	利付国債（20年）	129,000,000	106,203,120
第188回	利付国債（20年）	88,000,000	75,929,040
第189回	利付国債（20年）	42,000,000	37,947,420
第191回	利付国債（20年）	122,000,000	111,222,520
第192回	利付国債（20年）	399,000,000	386,638,980
第193回	利付国債（20年）	83,000,000	81,540,030
第26回	利付国債（物価連動・10年）	100,000,000	117,635,768
第28回	利付国債（物価連動・10年）	68,000,000	74,296,291
国債証券合計		8,303,000,000	7,666,949,169
地方債証券	第866回 東京都公募公債	100,000,000	100,000,000
	令和7年度第1回 新潟県公募公債	100,000,000	98,852,000
	令和7年度第4回 大阪市公募公債	100,000,000	98,902,000
	令和7年度第8回 神戸市公募公債（5年）	100,000,000	99,409,000
地方債証券合計		400,000,000	397,163,000
社債券	第41回 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,550,000
	第25回 クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（2024）	100,000,000	99,385,000

第7回 日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,161,000	
第10回 中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,916,000	
第15回 ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	99,309,000	
第3回 東急不動産ホールディングス株式会社利払繰延条項・期限	100,000,000	100,159,000	
第3回 住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	103,784,000	
第2回 武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	99,144,000	
第5回 ENEOSホールディングス株式会社利払繰延条項・期限	100,000,000	96,245,000	
第3回 インフロニア・ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,117,000	
第3回 東海カーボン株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	99,579,000	
第6回 新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	97,990,000	
第59回 日本電気株式会社無担保社債	100,000,000	98,664,000	
第3回 パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	91,946,000	
第2回 ニプロ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100,053,000	
第8回 イオン株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	91,053,000	
第7回 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,264,000	
第15回 株式会社三井住友フィナンシャルグループ期限前償還条	100,000,000	99,293,000	
第17回 株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債	100,000,000	99,667,000	
第41回 SBIホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,382,000	
第70回 アイフル株式会社無担保社債	100,000,000	99,507,000	
第24回 イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,877,000	
第7回 オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	99,844,000	
第36回 東京建物株式会社無担保社債	100,000,000	99,227,000	
第4回 東京建物株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	99,909,000	
第1回 日本航空株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	97,925,000	
第24回 ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	95,855,000	
第49回 株式会社光通信無担保社債	100,000,000	98,919,000	
社債券合計	2,800,000,000	2,759,724,000	
合計		10,823,836,169	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 8月29日現在です。

### 【ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	716,510,289円
負債総額	2,541,605円
純資産総額（ - ）	713,968,684円
発行済口数	799,179,077口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8934円

（参考）

### ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	12,283,473,776円
負債総額	334,359,297円
純資産総額（ - ）	11,949,114,479円
発行済口数	9,067,551,787口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3178円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### （5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2025年8月末現在）

資本金の額	490百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000株
発行済株式総数	34,090株
過去5年間における主な資本金の増減	該当事項はありません。

###### (2) 会社の機構（2025年8月末現在）

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2025年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	31本	206,490,050,104円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	31本	206,490,050,104円

##### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

###### (1)【貸借対照表】

	第26期 (2023年12月31日現在)	第27期 (2024年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	2,352,886	2,547,397
前払費用	25,942	31,232
未収委託者報酬	340,826	414,269
未収運用受託報酬	1,623,297	1,743,217
未収投資助言報酬	202,177	219,532
その他流動資産	97,472	136,037
流動資産合計	4,642,603	5,091,688
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物付属設備	123,021	109,601
器具備品	34,300	39,520
有形固定資産合計	157,322	149,122
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	136	90
無形固定資産合計	136	90
<b>投資その他の資産</b>		
長期差入保証金	138,106	122,091
繰延税金資産	38,022	82,701
投資その他の資産合計	176,128	204,792
固定資産合計	333,586	354,005
資産合計	4,976,190	5,445,693

(単位：千円)

	第26期 (2023年12月31日現在)	第27期 (2024年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	31,112	32,434
<b>未払金</b>		
未払手数料	73,479	95,107
未払委託調査費	619,648	1,051,341
未払委託計算費	6,964	7,473
その他未払金	727,878	463,948
未払金合計	1,427,970	1,617,871
未払費用	83,058	168,131
未払消費税等	339,337	520,812
未払法人税等	72,130	121,314
前受金	57,857	58,269
賞与引当金	376,568	355,549
リース債務	1,620	-
流動負債合計	2,389,656	2,874,383
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	49,821	58,005
長期未払金	1,013,800	857,998
長期未払費用	17,714	21,653
固定負債合計	1,081,335	937,657
負債合計	3,470,992	3,812,040
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	490,000	490,000

資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	892,697	1,021,152
利益剰余金合計	1,001,511	1,129,966
株主資本合計	1,505,197	1,633,652
純資産合計	1,505,197	1,633,652
負債純資産合計	4,976,190	5,445,693

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第27期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,287,240	1,662,357
運用受託報酬	8,714,947	11,925,306
投資助言報酬	556,402	560,827
その他収益	476,132	628,379
営業収益合計	11,034,722	14,776,871
営業費用		
支払手数料	283,332	376,633
広告宣伝費	1,570	3,870
調査費		
委託調査費	7,104,581	10,470,612
図書費	1,416	1,780
調査費合計	7,105,998	10,472,393
委託計算費	72,844	81,068
業務委託費	373,668	425,552
営業雑経費		
通信費	6,232	6,768
印刷費	7,889	7,456
協会費	10,664	11,062
営業雑経費合計	24,786	25,288
営業費用合計	7,862,200	11,384,806
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,211	48,952
給料・手当	1,105,538	1,176,304
賞与	3,018	15,042
賞与引当金繰入額	376,568	355,549
給料合計	1,523,337	1,595,849
福利厚生費	170,060	168,170
交際費	7,847	8,208
寄付金	355	396
旅費交通費	14,477	22,976
租税公課	26,380	33,675
不動産賃借料	163,321	133,821
退職給付費用	157,168	193,579
消耗器具備品費	532,877	556,883
修繕費	5,551	6,328
水道光熱費	6,251	5,850
会議費用	1,217	1,764
固定資産減価償却費	36,152	29,496
諸経費	135,936	158,232
一般管理費合計	2,780,935	2,915,234

営業利益又は営業損失( )	391,586	476,830
営業外収益		
受取利息	47	205
その他営業外収益	3,578	2,905
営業外収益合計	3,626	3,110
営業外費用		
為替差損	70,887	128,232
営業外費用合計	70,887	128,232
経常利益又は経常損失( )	324,325	351,708
特別損失		
割増退職金	53,875	138,553
特別損失合計	53,875	138,553
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失( )	270,449	213,154
法人税、住民税及び事業税	55,945	129,378
法人税等調整額	38,022	44,678
法人税等合計	17,923	84,700
当期純利益又は当期純損失( )	252,526	128,454

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第26期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)									
	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

(単位:千円)

第27期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)									
	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	1,021,152	1,129,966	1,633,652	1,633,652

## 注記事項

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p>

## (重要な会計上の見積り)

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (未適用の会計基準等)

<p>・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等</p> <p>(1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 適用予定日 2028年12月期の期首より適用予定であります。
(3) 当該会計基準等の適用による影響  「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (貸借対照表関係)

第26期 2023年12月31日現在		第27期 2024年12月31日現在	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	79,554千円	建物付属設備	99,246千円
器具備品	50,344千円	器具備品	60,102千円

## (損益計算書関係)

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	同左

## (株主資本等変動計算書関係)

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日					第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)	株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
発行済 株式					発行済 株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 該当事項はありません。					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 同左				
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左				

## (リース取引関係)

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## (金融商品関係)

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在

<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&amp;コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。</p> <p>未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&amp;コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。</p>	
<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</p>
<p>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>2023年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</p>	<p>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>2024年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</p>

## (有価証券関係)

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。</p> <p>2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。</p>	<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 同左</p> <p>2. 当期中に売却したその他有価証券 同左</p>

## (デリバティブ取引関係)

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。</p> <p>2. 退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>1,001,162</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>110,661</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額等</td> <td>98,022</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td><u>1,013,800</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>110,661</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>47,895</td> </tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,001,162	退職給付費用	110,661	退職給付の支払額等	98,022	長期未払金の当期末残高	<u>1,013,800</u>	簡便法で計算した退職給付費用	110,661	確定拠出制度への要拠出額	47,895	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>1,013,800</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>118,256</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額等</td> <td>274,058</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td><u>857,998</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>118,256</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>44,660</td> </tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,013,800	退職給付費用	118,256	退職給付の支払額等	274,058	長期未払金の当期末残高	<u>857,998</u>	簡便法で計算した退職給付費用	118,256	確定拠出制度への要拠出額	44,660
長期未払金の当期首残高	1,001,162																								
退職給付費用	110,661																								
退職給付の支払額等	98,022																								
長期未払金の当期末残高	<u>1,013,800</u>																								
簡便法で計算した退職給付費用	110,661																								
確定拠出制度への要拠出額	47,895																								
長期未払金の当期首残高	1,013,800																								
退職給付費用	118,256																								
退職給付の支払額等	274,058																								
長期未払金の当期末残高	<u>857,998</u>																								
簡便法で計算した退職給付費用	118,256																								
確定拠出制度への要拠出額	44,660																								

## (ストック・オプション等関係)

第26期	第27期

自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	同左

## ( 税効果会計関係 )

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 56,359	税務上の繰越欠損金 -
未払費用 197,882	未払費用 355,735
賞与引当金 115,305	賞与引当金 108,869
資産除去債務 10,697	資産除去債務 12,078
長期未払金 310,425	長期未払金 262,719
長期未払費用 5,424	長期未払費用 6,630
その他 17,993	その他 16,508
繰延税金資産小計 714,087	繰延税金資産小計 762,540
評価性引当額 676,065	評価性引当額 679,839
繰延税金資産合計 38,022	繰延税金資産合計 82,701
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.05% 住民税均等割 0.06% 評価性引当額の増減 27.30% その他 2.33% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 6.09%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.74% 住民税均等割 0.07% 評価性引当額の増減 1.54% その他 4.31% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.66%
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 同左

## ( 資産除去債務関係 )

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高 43,517	当期首残高 49,821
時の経過による調整額 2,573	時の経過による調整額 1,911
見積りの変更による増加額 3,730	見積りの変更による増加額 6,272
当期末残高 49,821	当期末残高 58,005

当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。従って、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として3,730千円加算しております。	当事業年度において当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額として6,272千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (収益認識関係)

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報					
(単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,287,240	8,437,457	556,402	476,132	10,757,233
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報					
(単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,662,357	11,914,670	560,827	628,379	14,766,235
成功報酬	-	10,636	-	-	10,636
合計	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

## (セグメント情報等)

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報 (1)製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	7,373,732	投資一任業・投資助言業

( ) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 第27期

自 2024年 1月 1日

至 2024年12月31日

## 1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	10,588,938	投資一任業・投資助言業

( ) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

第26期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引  
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 0人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	823,415	未払金	494,997
親会社の 子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任 0人	業務委託 契約の 締結	委託調査費	1,631,387	未払金	120,828

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。  
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第27期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引  
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 0人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	918,690	未払金	229,370
親会社の 子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任 0人	業務委託 契約の 締結	委託調査費	1,326,042	未払金	109,749

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。  
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
1株当たり純資産額	44,153.64円	47,921.74円
1株当たり当期純利益	7,407.64円	3,768.10円
損益計算書上の当期純利益	252,526千円	128,454千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に関する 当期純利益	252,526千円	128,454千円
差額	-	-
期中平均株式数 普通株式	34,090株	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりま せん。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりま せん。

## (重要な後発事象)

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日

該当事項はありません。	同左
-------------	----

中間財務諸表  
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第28期中間会計期間末  
(2025年6月30日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,715,069
前払費用	31,066
未収委託者報酬	394,049
未収運用受託報酬	1,680,325
未収投資助言報酬	107,816
その他流動資産	138,179
流動資産合計	8,066,506
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	98,851
器具備品	35,921
有形固定資産合計	*1 134,772
無形固定資産	
ソフトウェア	68
無形固定資産合計	68
投資その他の資産	
長期差入保証金	122,091
繰延税金資産	132,806
投資その他の資産合計	254,897
固定資産合計	389,739
資産合計	8,456,245

(単位：千円)

第28期中間会計期間末  
(2025年6月30日現在)

負債の部	
流動負債	
預り金	33,423
未払金	
未払手数料	90,773
未払委託調査費	2,023,858
未払委託計算費	7,817
その他未払金	1,655,587
未払金合計	3,778,036
未払費用	58,045
未払消費税等	*2 610,295
未払法人税等	718,096
前受金	63,332
賞与引当金	177,775
流動負債合計	5,439,005
固定負債	
資産除去債務	59,216
長期未払金	817,761
長期未払費用	24,297
固定負債合計	901,275
負債合計	6,340,281

## 純資産の部

株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	

資本準備金	13,685
資本剰余金合計	13,685
利益剰余金	
利益準備金	108,814
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,503,464
利益剰余金合計	1,612,278
株主資本合計	2,115,964
純資産合計	2,115,964
負債純資産合計	8,456,245

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間

(自 2025年1月 1日

至 2025年6月30日)

営業収益		
委託者報酬		810,644
運用受託報酬		9,935,803
投資助言報酬		235,646
その他収益		310,438
営業収益合計		11,292,534
営業費用		8,733,922
一般管理費	*1	1,336,877
営業利益		1,221,734
営業外収益		
受取利息		543
為替差益		108,414
その他営業外収益		2,461
営業外収益合計		111,419
経常利益		1,333,154
特別損失		
割増退職金		25,410
特別損失合計		25,410
税引前中間純利益		1,307,743
法人税、住民税及び事業税		675,538
法人税等調整額		50,105
法人税等合計		625,432
中間純利益		682,311

## 注記事項

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。  (1) 委託者報酬

5. 引当金の計上基準	<p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (中間貸借対照表関係)

第28期中間会計期間末 (2025年6月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	173,698 千円
*2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第28期中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)					
*1 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">有形固定資産</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">14,349 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">22 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	14,349 千円	無形固定資産	22 千円
有形固定資産	14,349 千円				
無形固定資産	22 千円				

## (リース取引関係)

第28期中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	
該当事項はありません。	

## (金融商品関係)

第28期中間会計期間末 (2025年6月30日現在)	
1. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収運用受託報酬、未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2025年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	

## (有価証券関係)

第28期中間会計期間末 (2025年6月30日現在)	
-------------------------------	--

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第28期中間会計期間末  
（2025年6月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第28期中間会計期間  
（自 2025年1月 1日  
至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第28期中間会計期間末  
（2025年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの  
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	58,005 千円
時の経過による調整額	1,211 千円
当中間期末残高	59,216 千円

（収益認識関係）

第28期中間会計期間  
（自 2025年1月 1日  
至 2025年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	810,644	9,120,579	235,646	310,438	10,477,310
成功報酬	-	815,223	-	-	815,223
合計	810,644	9,935,803	235,646	310,438	11,292,534

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第28期中間会計期間  
（自 2025年1月 1日  
至 2025年6月30日）

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	810,644	9,935,803	235,646	310,438	11,292,534

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社( )	9,132,104	投資一任業・投資助言業

( ) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第28期中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	
1株当たり純資産額	62,069.93円
1株当たり中間純利益	20,015.01円
中間損益計算書上の中間純利益	682,311千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	682,311千円
差額	-
期中平均株式数 普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

第28期中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2025年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (3) 外部委託先運用会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
アセットマネジメントOne株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
PGIMジャパン株式会社	219百万円	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

#### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

#### (3) 外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

## 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

#### (3) 外部委託先運用会社

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
  - 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - 当初元本額についての記載。
  - 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
  - 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）の2024年8月21日から2025年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）の2025年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月26日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。